

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 8 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「在勤庁」の次に「（広域連合長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を加え、同項第 2 号中「扶養家族」を「家族」に、「主として職員の収入により生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にしているもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

同条第 3 項中「別表第 1 に」を「規則で」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「看護のため旅行する当該職員の扶養家族」を「家族が看護を行った場合には、当該職員の家族（旅行した者に限る。

)」に改め、同条第4項中「福岡県後期高齢者医療広域連合」を「広域連合」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取り消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

同条に次の1項を加える。

7 第1項から第5項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「、任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に改め、同項第1号中「及び第2項」及び同項第2号中「第2項及び」を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「以下本条」を「以下この条」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「普通旅費」を「旅費」に、同項中「、車賃、旅行雑費及び宿泊料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第7条中「普通旅費」を「旅費」に改める。

第8条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第15条まで並びに第17条及び第18条に規定する種目及び内容に基づき、」を加える。

第10条を削り、第11条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「しようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第11条とする。

第13条から第16条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の鉄道賃の支給方法は、規則で定める。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 旅客運賃の等級区分その他の船賃の支給方法は、規則で定める。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げ

る一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

第17条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第16条とする。

第18条及び19条を削り、第16条の次に次の4条を加える。

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による費用及び宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの額とする。

（旅行雑費）

第19条の2 旅行雑費は、県外への日帰り旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1日当たりの額とする。

第20条第1項中「普通旅費」を「旅費」に改める。

第21条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第22条第2項中「別表第2の宿泊料金」を「第17条の規則で定める宿泊費」に、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第24条の次に、次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第24条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第25条第1項中「旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合」を「任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

（福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「旅費条例第12条」を「旅費条例第11条」に、「、「旅費額」」を「、「旅費又は旅費に相当する金額」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。